



宮崎税務会計事務所

熊本市中央区新大江1丁目15番4号

TEL 096-366-2231

FAX 096-366-2236

Email : t-miyazaki@tax1988.jp

H P : <http://www.miyazaki-zeimu.com/>

拝啓 寒冷の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

2016年は私たち熊本県民にとって忘れられない年となりました。熊本地震から8ヶ月が経過し、仮設住宅の建設、住宅・ビル等の解体や修理工事が急ピッチで進み、日々街並みが増える姿に時の流れを感じます。一日も早い復旧・復興を願うばかりです。当事務所でも皆様の復旧・復興に役立つ最新の情報をこれまで以上に積極的に発信させて頂く所存です。

さて与党は平成29年度税制大綱を発表しましたが、今回の目玉は配偶者控除の見直しです。具体的には配偶者控除を満額受けられる配偶者の年収の上限が現行の103万から150万に引き上げられました。いわゆる「103万の壁」を解消し就業調整を意識しなくて済む税制の構築を目指したのですが、他方では社会保険料の徴収が始まる「130万の壁」は残り、中途半端な結果となりました。今後の個人所得課税改革に期待したいものです。

来年の干支は「酉」。「とり」は「とりこむ」にもつながり商売などでは縁起の良い干支だと言われています。是非、運氣もお客様も取り込んで商売繁盛といきたいものです。

最後になりましたが本年のご愛顧に心より御礼申し上げますとともに、来る年が皆様にとって素晴らしい年であることをお祈り申し上げます。

敬具

所長 宮崎 信一郎



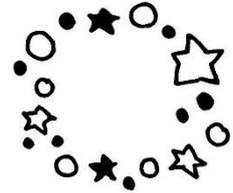
- 平成29年度税制改正大綱
- セルフメディケーション税制
- 年末のご挨拶
- 事務所からのお知らせ



平成 29 年税制改正大綱の発表！

今年も税制改正大綱発表の時期になりました。新聞やニュースを賑わわせていた、配偶者控除の見直しが実行されることとなります。

平成 29 年度税制改正大綱の主な内容（抜粋）



●所得税

・配偶者（特別）控除の見直し

現在 38 万円の配偶者控除を受けるには給与収入で 103 万円が上限でしたが、今後は 150 万円の給与収入までは 38 万円の配偶者控除が受けられることとなります。

また配偶者特別控除の対象範囲が給与収入で 201 万円まで引き上げられます。

適用は平成 30 年分の所得税からです。住民税は平成 31 年の納付からとなります。

また、本人の所得が 900 万を超えると控除額は減少していき、1000 万を超えると適用はなくなります。

| 配偶者の合計所得金額 | 控除額 | 配偶者の合計所得金額 | 控除額 |
|------------------|-------|------------------|-------|
| 38 万円超 85 万円以下 | 38 万円 | 105 万円超 110 万円以下 | 16 万円 |
| 85 万円超 90 万円以下 | 36 万円 | 110 万円超 115 万円以下 | 11 万円 |
| 90 万円超 95 万円以下 | 31 万円 | 115 万円超 120 万円以下 | 6 万円 |
| 95 万円超 100 万円以下 | 26 万円 | 120 万円超 123 万円以下 | 3 万円 |
| 100 万円超 105 万円以下 | 21 万円 | | |

●資産税

・固定資産税 タワーマンションの高層階への課税強化

※タワーマンションの定義

高さ 60m、20 階以上の建物を一般的にタワーマンションというそうです。

熊本では、熊本駅前に一棟あるくらいでしょうか。

節税対策でのタワーマンション購入にも、課税を厳しくしようという流れのようです。

●法人税

・所得拡大促進税制の拡充

「所得拡大促進税制」とは、従業員に支払う給与が一定額以上増えていた場合税額控除が受けられるという制度です。

今回の改正で、条件を満たせば 10%~22%まで税額を控除することが出来ます。

（現行 10%）

従業員に支払った給与を、去年と今年で比較して 2%以上増えていれば最大 22%の税額控除が受けられるかもしれません。

簡単に説明しますと、

現行では、

①給与支給額 \geq 基準期間（H24年度）給与支給額

②給与支給額 \geq 前期給与支給額

③一人当たり平均給与 $>$ 前期平均給与

の3つの条件を満たした場合、① \times 10%の税額控除が受けられます。

今回の改正で③が変更そして追加税額控除の条件となります

③一人当たり平均給与 \geq 前期平均給与 \times 102%

を満たした場合、中小企業なら①か② \times 12%の追加税額控除を受けられます。

税金を安くするから従業員に還元してあげて、という国の方針のようですね。

●中小企業経営強化税制

生産性向上設備等投資促進税制が、名前を変えて延長となりました。

対象の資産が前回とは少し変わったりしています。

●役員給与等に係る税制の整備

定期同額給与について、額面のみでなく税及び社会保険料を控除した手取り額が同額の場合も対象に追加されます。

●消費課税

●酒税の見直し

平成38年10月1日までに、3段階に分けて変更になります。

「ビール」の税率が下がり、「新ジャンル」「チューハイ」の税率が大幅増となります。

●仮想通貨の課税関係の見直し

ビットコインの購入・譲渡に係る取引は非課税扱いになります。

●災害関連

●住宅借入金等特別控除の延長

災害により居住の用に供することができなくなった場合でも、一定の条件のもとに特別控除を継続できます。

●住宅取得等資金の贈与

住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の要件が一部緩和されます。

セルフメディケーション税制とは

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）とは、薬局等で市販されている対象のOTC医薬品を年間1万2000円を超えて購入すると、その超えた部分の金額を所得から控除することが出来る制度です。（最大8万8000円）

平成29年1月1日より適用となり、今後は現行の病院利用による医療費控除か、医療費控除の特例かいずれかを選択することになります。

要件は3つです。

- ①所得税と住民税を納めていること
- ②1年間に健康の維持増進および疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行っていること
- ③1年間に対象となるOTC医薬品を1万2000円を超えて購入していること
(自己または自己と生計を一にする配偶者その他親族のために支払ったものを含む)

②について、対象年の間に申告する人が次のいずれかを受けている必要があります

特定健康診査（メタボ健診）または特定健康指導
予防接種（定期接種やインフルエンザワクチンの予防接種）
定期健康診断（事業主健診）
健康診査
がん検診

この取組には、申請者が任意に受信した健康診査（全額自己負担）は含まれません。
また、健康診査等の再審査も含まれません。

証明に使えるか不安な方は、健診を受けた時に病院の先生に聞いてみましょう。
確定申告時に領収書や通知表が必要となるため、必ず保管しておきましょう。

③について、対象のOTC医薬品かどうかはパッケージに識別マークがつくよう
です。



対象品目数は1500を超えており、多くの市販薬は対象となりそうです。
また、生計を一緒にしている配偶者その他親族の為に支払ったものも含まれますので、領収書を取っておくことが大切です。
ちなみに予防接種の料金や健康診査で支払ったものは含めることができません。
あくまで証明に使うだけです。

申告の際に必要な領収書には、以下の5つの項目が明記されていることが必要
です。

- ①商品名
- ②金額
- ③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨
- ④販売店名
- ⑤購入日

これまでの医療費控除制度では、医療費の合計が10万円（年収200万円以上の場合）
を超えないと活用できませんでしたが、この「セルフメディケーション税制」の施行に
より、確定申告をすることで所得控除が受けられる可能性が高まります。



年末のご挨拶



今年 1 年間お世話になりました。
来年は何事にも全力で頑張っ
て参ります。 坪久田



今年もお世話になりました。
来年も宜しくお願い致します。
山口



「縁」、受けた「恩」に感謝し、来
年も精一杯頑張ります。
伊藤



常に前向きに自分らしく頑張っ
ていきたいと思ひます。
松山



お客様のお役に立てるよう頑張り
ますので、来年もよろしくお願ひし
ます。 中村



日々成長していきたいと思ひます。
来年もよろしくお願ひします。
瀧口



熊本の復興を願ひながら、来年も頑
張ります。
明瀬



新しいことにチャレンジした 1 年
でした。来年もそうありたいと思ひ
ます。 岩坪



まだまだ未熟ですが、1 つ 1 つ前進
していけたらと思ひます。
石川

お知らせ



※※※ 年末調整のお願い ※※※

年末調整資料の早期ご提出にご協力をお願い致します。

※記入の仕方や疑問がお有りの方は当事務所までお問い合わせください。

※※※ 確定申告のご案内 ※※※

事務所は、お客様の利益を守ることを基本理念とし、確定申告 3 つのキーワード『より早く』『より正確』『より節税』を目指して取り組んでおります。

節税検討が出来るよう、早めの資料準備を皆様にお願ひ致します。

また、ご不明点がございましたら、担当者へご相談下さい。

※※※ 秋のキャンペーンの御礼 ※※※

前号でご案内いたしました、「秋のお客様紹介キャンペーン」では、皆様のご協力を頂きありがとうございました。職員一同、深く感謝しております。引き続き、ご協力をお願い致します。

営業日のご案内

年末年始の営業日は、下記の通りです。

| | | | |
|----|---|-----------|------|
| 年内 | → | 12月28日(水) | 通常営業 |
| 年始 | → | 1月4日(水) | 通常営業 |

～編集後記～

今年は大変な一年になってしまいました。

2017年は心機一転、仕事にプライベートに励んでいきましょう。

それでは皆様良いお年をお過ごしください。